

平成16年 5月17日

第9回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:40)

森田会長 では、定刻を少し過ぎましたが、第9回の「文の京」の区民憲章を考える区民会議を開会いたします。

最初に、きょうは文京区のケーブルテレビの文京区民チャンネルから取材の申し出があるということでございますので、事務局からその辺ご説明お願いいたします。

久住幹事 改めまして、皆様こんばんは。お久しぶりでございます。

文京区では東京ケーブルネットワーク株式会社と共同で、文京区民チャンネル、いわゆる5チャンネルを運営してございます。本日は区の広報課より、この区民会議の模様を取材し、5月24日の月曜日から1週間アゼリアニュースという番組で放送したいという申し出がございました。5分番組のニュースでございます。そのほかに合同水防訓練ですとか、東京環境教育の実践ということで、3点ほどのニュースの中で、一つこの報告をさせていただきたいということでしたので、委員の皆さんのご了承をいただければと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

森田会長 それでは、取材があるということです。

次に、委員の異動がございましたので、事務局の方からご報告をお願いいたします。

久住幹事 それでは、区民会議の委員の異動がございましたので、ご報告を申し上げます。

まず、文京区立小学校PTA連合会からご推薦いただきました、仲田委員でございますが、ご都合によりご退任ということですので、新たにPTA連合会の方から小学校PTA連合会副会長で、関口台町小学校PTA会長の上田泰正様をご推薦いただき、先ほど委嘱を行ったところでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、区職員の異動がございましたのでご報告申し上げます。4月の定期異動で、前企画政策部長の沼沢でございますが、東京都教育庁に転出をいたしました。後任の企画政策部長には、前学校教育部長の宮下眞が就任いたしましたので、区民会議の委員を務めさせていただきます。

なお、森田会長には引き続きご尽力をいただきますが、本年4月から東京大学大学院に新設された公共政策学連携研究部・公共政策学教育部、いわゆる通称で公共政策大学院と呼ばれているそうですが、部長にご就任されたとのことでございますので、私の方からご報告を申し上げます。

続きまして、本日の委員の出席状況でございます。

本日は後楽園での競輪再開に反対する連合と重なってしまいまして、幾人かの委員がそちらに出席ということでございます。その他ご都合がつかない方もいらっしゃいまして、菅沼委員、今井委員、高北委員、須藤委員、佐藤委員、伊藤委員がご欠席ということでご連絡をいただいております。

また、本日の席順ですが、前回同様ランダムになるように事務局に方で設定をさせていただきます。

ました。

それから、本日の配布資料について、私の方から続けてご報告申し上げます。

お手元に、第9回「文の京」区民憲章を考える区民会議次第と、新しい委員名簿を置いてございますのでご参考としてください。

それから、資料第26号につきましては、先週末に皆様方のお手元にお届けいたしました。それと別に、森田会長あてにいただいたご意見と、地域説明会でアンケートでいただいたご意見を、会長と協議をいたしまして、資料第26号の追加といたしまして、本日席上に26 - 2として調整いたしました資料を配付させていただきました。

それから、本会議の藤原委員からいただいたご意見についてお手元にお配りしてございます。藤原委員から説明があれば、後ほどいただければと存じます。

それから、前回2月12日ですが、区民会議で傍聴の方からいただきましたアンケートがございますので、口頭にて報告をさせていただきます。「審議の内容について、活発な会議が行われていることがわかりました。委員の皆さんご苦労さまでした。私は前文の「新たな洗練と成熟の段階」という表現が意味を理解できません。前文には、文京区の非核平和都市宣言にも触れるべきと考えます。区民憲章の根本問題は、開かれた区政、区民参画をどのように実現するのかということがかなめであると思いますが、区民の責務や協働・協治のもとに、さまざまな区民がさまざまな形で参画する方がぼやけているように思います。」

それから運営についてですが、「区民全体が一致できる内容にしていきたいと思います。区民憲章については、全体の上に立つ条例です。多数意見で少数意見を消すということがないようお願いをいたします。文京区基本構想の答申では、少数意見の併記を求めた経過がありましたが、強引な運営で無視をされたため、答申に対する反対意見という形となりました。」

その他でございます、「区民等の定義があいまいです。例えば、青少年及び子供は区民に入るのでしょうか。各主体といえは常に区が入りますが、本来は区が別の役割を持っている場合があるのではないのでしょうか。個人情報については、法との整合性が求められます。協働・協治が多用され過ぎて意味不明の部分が多いと思います。遅くまで委員の皆様ご苦労さまでした。」というアンケートをいただいておりますので、口頭にてご報告をさせていただきました。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に基づきまして審議を進めてまいります。

まず、2の区民憲章（中間まとめ）についての区民の意見・要望等について、事務局の方からご説明お願いいたします。

久住幹事 それでは、資料26号及び資料26 - 2号をご参考いただければと思います。

この間、5月7日までに区民の方からご意見をいただいております。ご意見をいただいたものにつきましては、番号を付しまして、表の真ん中、「意見・要望等」の中に中間の項目のま

とめに沿って振り分けを事務局の方でいたしました。いただいた意見をすべてこちらのよう形で盛り込んでございます。

なお、ご参考までに説明会でいただいたご意見については136、はがきが25、電話によるご意見が1、メールが4、団体にご説明に行きましたときにいただいた意見が11、直接ご持参いただきましたご意見が2、計179の意見につきまして、番号を振って、「意見・要望等」の項目にまとめてございます。

森田会長 それでは、次、次第の3に入ってよろしいですね。

3の最終的なまとめに向けた検討についてでございますけれども、効率的に検討を行うため、区民の方からのさまざまな意見・ご要望を受けて最終的なまとめに向けた検討の方向性及び具体的な例示というものを事務局の方をお願いをしてつくっていただきました。これがまず、資料26号の表の右側の部分でございます。最終まとめに向けた検討の方向案について、事務局の方からご説明をいただければと思います。

久住幹事 議論につきまして、効率的に進めるために方向性、どのような形で議論をしていくべきなのかということ、それからこのような方向性をもとに中間のまとめを若干手直しすると、例えばこのような形になるのではないかと例示の中でお示しをいたしました。今会長からお話がありましたとおり、あくまで事務局が作成をしたものでございますので、議論の参考にさせていただければと考えてございます。

例えば前文ですと、いただいたご意見の中で、わかりやすい言葉を使用すること、それから横文字や日常的に使用しない言葉はなるべく使用しないこと、また、最高規範が7 - 4で規定をしており、重複しているので整理が必要であること等を配慮いたしまして、例えば例示としてはこのような形が考えられるのではないかとということで、すべてこちらの「最終まとめに向けた検討の方向性の【案】」の中で一定お示しをしたところでございます。

本日、こちらについては、もう既にござらんいただいている部分もあるかと思っておりますけれども、また議論が進みました段階でご質問等があれば、その中でお答えするような形をとっていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

森田会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、区民の方からいただいたご意見、ご要望につきましては、事務局から今ご説明がありましたし、資料という形で事前に委員の皆さんにもお送りしてあると思っておりますので、既に事前にお目通しいただいていることかと存じます。

資料第26号の表の右側の部分、今の「最終まとめに向けた検討の方向性【案】」の部分たたき台として中間のまとめの項目に沿って検討を進めていくという形で、どういうところをポイントにするか、右側の欄をご参考にさせていただきながら議論を進めていただければと思っております。

す。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

かなり一般的な議論も展開されておりますけども、私といたしましては、最初の前文の部分から項目ごとにご議論いただければと思います。もちろん全体にかかわることは、また後で戻るということもあり得るかと思っておりますけれども、そういうことでいかがでございましょうか。

松本委員 その前に確認をさせていただきたいというか、お伺いしたいんですが、今回のたくさんのご意見をいただき、これをきれいに整理していただいて、すごくわかりやすくてありがたかったと思います。内容もいろいろありまして、大変私も勉強になりました。途中で気がついたんですが、13ページから101というふうに、途中からその他というような感じで取り上げているように感じたんですが、ここに書いてあることは前には入っていないと思うんですが、その区別というか、分けた内容を教えていただきたい。

森田会長 では、お願いいたします。

久住幹事 先ほど資料のところの説明不足でございました。いただいた発言につきましては、中間のまとめの項目に該当するものについては事務局の判断でその中に入れさせていただいております。それから、区民憲章全体に関するもの、もしくはこの会議体の運営に関するものにつきましてはその他の意見ということでまとめてございます。

ただ、その他の中で項目ごとに切ってしまうと意味が通じなくなってしまう部分もございますので、項目のみ該当する部分につきましては、1ページからの中間のまとめの中のアスタリスクの中で再掲をしております。

それからちょっと前後してしまいましたが、若干ワープロの打ち間違い等がございましたので、本日追加の資料で13ページと14ページを差しかえて席上にお配りをしてございますので、この部分につきましては、差しかえていただければと思います。

それから、お手数なんですが、公開資料につきましては、全部直してから公開いたしますが、若干お手元でお直しいただきたいというふうに思います。恐れ入りますが、3ページ、4004のご意見の方なんですが、こちらの方につきましては、その他で全文を掲載してございますので、「危惧します」の後ろにアスタリスクの記号の追加をお願いいたします。

それから、ずっとおめくりいただきまして15ページです。15ページの真ん中ぐらいなんですが、「0910」、「0920」となっているものがございます。これは番号の方が「0901」と「0902」の間違いでございますので、恐れ入りますが、「0910」を「0901」、「0920」を「0902」とご訂正ください。

それからおめくりをいただきまして、17ページでございます。17ページ最初の2つ、「2004」、「2005」が「2024」と「2025」です。

それから18ページ「4003」のところですが、この方「4004」とお直しいただければと思います。事前にお配りした部分につきましては、今直していただきましたが、本日改めてお配りした部

分につきましてはすべて直ってございますので、ご訂正の方をよろしくお願いいたします。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、初めの部分、前文から、ご発言をいただきたいと思います。

どうぞ。

吉田委員 吉田でございます。ちょっと総論的にといいますか、今回パブリックコメントというか説明会の区民の方々のご意見を読ませていただいて、私自身、まずは説明会に出席したのは実は24日の日の1日だけでして、もっと何が何でも説明会に出席すべきだったなという反省をしております。

ご意見は、全くもっともなご意見が大変多く、改めて勉強しなきゃならないということと、責任を痛感した次第なんですけど、一つは、今まで中間取りまとめの段階までに、本来であれば議論したり、もう少し我々委員の間でも議論すべきだったのではないかなという点が、多々感じるどころがあったり、あるいは区民の方のご意見の、その多くのというか、同じ人が何回発言したのか、あるいは別々の人が発言したのかはちょっと確認できなかったんですけども、もっと時間をかけるべきだというご意見も何カ所かに出ていたかなというふうに今思うんです。

これからの進め方に当たって、つまり中間の取りまとめの段階までの話は、一応はもう既に済んだものという前提でこれからのことを進めていくのか、あるいは場合によってはもっとさかのぼったところで議論を再度し直すといいいますか、最終案に向けて議論を進めていくのかといったところを少し検討した方がよろしいのかなという気がするんですがいかがでしょうか。

森田会長 ただいまのご意見いかがでございますでしょうか。

名方委員 私は逆に、区民憲章の前にこれだけの時間をかけてつくられましたよね。基本構想にもう相当時間をかけているわけですよ。何でこんな時間をかけるのかなというのが僕は正直な、逆な印象です。

例えばきょう、これだけメモをつくっていただきましたけれど、これを事務局でこれだけのエネルギーをかけてやるわけですけど、これはただじゃないんですよ。これは区のスタッフの方がこれは1日じゃできないから何日もかけてやると。つまり何が言いたいかというと、そういうコスト意識とか、そういう時間というのはコストと一緒に結びついているわけですから、それこそ税金、それでなくても今税金が非常にない時期に、やはりもっと早くやるべきではないかなというのは前から感じていましたけど、そういう意味では、逆にもっと急いでつくって、そしてもしおかしければ、またそれを変えるという形でしていけばいいんじゃないですか。これだからもう金科玉条でこうですよということではなくて、方向としては非常に今回もかなり議論してきましたし、特に今回公募委員の人たちも、独自に冬休みなんかを割いてやってきたわけですから、最善のものとは言えないかもしれませんが、ベターなものはかなりつくれたので、それをベースにむしろどんどんやっていくべきではないかと私は逆に思います。

森田会長 ほかにいかがでございましょうか。

松本委員 たくさんのご意見をいただいているということは、それだけ私たちも、一つ一つ大事に検討させていただくべきだと思います。

コストとおっしゃいましたけれども、それだけの意味のあるものにしていくのが私たちの役割ではないかと感じているんですけれども。

森田会長 ほかの方はいかがでしょうか。

藤原委員 コストというのは、税金をむだに使わないということは確かだと思うんですけれども、区民参画というのは大変コストがかかることだと思うんです。そういうことをしようと、まず初めてそういうものを決めようというときに、コストを余り縮減というか、削ることばかり考えていると、無意味なというか、意味のない区民参画の規定になってしまうかなと思うので、やはりここは最初なのできちんと、とことん議論した方がいいんじゃないかと思います。

山田委員 私も説明会に1回だけ出たんですけども、こういうふうにいるいろいろな意見をもらって、率直に思うのは、我々はある意味ではタコつぼに入って、その中で議論をしていたなという感じがして、ぜんぜん違う視点からも幾つかあって、それはすごく有効で、我々もある意味ではちょっと、一步また後退というか、引いて、整理はする必要があるなと思います。そういう意味で言えば、ポイントが幾つかに結構集約できるのかなと思うので、その確認というんですか、それはするべきなんだろうと思います。

その一方、この話というのは、最後まできれいなコンセンサスはできない部分がありますから、大きな方向性として合意ができれば、もうあとは、ある意味では収斂していく作業に入ってもいいかなと思います。多分、我々の議論というのは、各項目について、1回こうなったものをまた戻したりという、何回も往復はしているんです。そういう意味で言えば、これを何度やっても切りがないところはあるので、ある整理のもとで方向性を決めれば、そちらの方向でもう整理をしていくんだというふうな、そういうふうなコンセンサスをまずつくっていくべきなのかなという気がするんですけど。それで、ですからポイント、指摘のポイントを最初に整理するということがいいのかなと思うんですけれども。私も幾つかポイントはここじゃないかなというところはあるのですが。

森田会長 ポイントはまた次に伺いたいと思いますが、ほかにいかがでございましょうか。

斎藤副会長 確かに区民の方々の生の意見を聞くという機会が今回区民説明会であり、いろいろな視点があらわれてきたと思うんです。ただ、他方では、今までさまざまな代表の方で意見を積み重ねてきたわけですから、私は個人的には、今山田委員がおっしゃったように、今までの議論の蓄積の上に、区民説明会及びパブリックコメントで寄せられた意見、それによってさらに変えなきゃならない部分は変えるし、今までのもので維持できる部分は維持できるという形で進めていけばいいんじゃないかと思います。すべてをもう一遍最初からというのは、ちょっとこれは

何のために今までやってきたのかということにもなりますので、そういう方向でお願いできればと思います。

森田会長 ありがとうございます。

今までのご議論を踏まえて何か。

村松委員 今、副会長の斎藤先生がおっしゃった方向で進んでいかないと、大分、時間がかかると思います。ここへ出てきている書類、資料というのは、やはり区民全体からするとごく一部の方じゃないかとも思いますけども、整理はして、それからまた改めて諮っていくというような方法がいいんじゃないかと思います。

以上です。

森田会長 ありがとうございます。

上田さん、何かございますか。

上田委員 よくわかっていないので、資料を全部読ませていただいたんですけども、正直言ってよくわからないというのが一言なんですけれども、目的が、大体これの目的が全然よくわからないので申しわけないんですけども、もうちょっと勉強しなければいけないと。ぱっと出ている区民の憲法の案を見ていると、行政がこれから進めたい方向の何か理由づけをしているようにしか読み取れないんで何だろうなというのは、素朴な疑問としてあったんです。全体を讀んでみて。ですから、でもそれなりに議論をずっとされてきた成果でしょうから、それをゼロにしちゃうというのはあり得ないとは思いますが、これまでの議論に基づいて云々でいいとは思いますが、ここで最終案に向けて云々というところに行くのには、時期尚早なのかなというのは正直思います。これだけ多くの意見が区民の方から出てきて、それをすべてを当然100%包含することは不可能ではあるんでしょうけれども、これらをきちんと精査して、意見として反映していく、中には今何人かの委員の方からも出てきましたけれども、ここでの議論の方向性というのが、ある意味見直した方がいいんじゃないかというような部分も多分にあるんだろうなというのであれば、最終案というよりは、これだけ意見があるということは、意見というか、この内容はおかしいんじゃないのというふうな意見が出てきているということは、やはり第2次中間案みたいなものを再度まとめるという必要性はあるんじゃないのかなと。焦って決めなきゃいけない理由というのは僕には全然わからないので、きちんとより多くの区民が納得するような方向にまとめるべきなんだろうなと。つくりました。不満ばかり出てきていますというんでは全然意味がないので、何割の区民が納得すればいいのかというのはちょっとよくわからないんですけども、少しでも多くの区民の人が、できてよかったなと思えるものにまとめるためには、何か、最終に持っていくにはまだちょっと中身がよろしくないんじゃないかという気はしています。

森田会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ名方さん。



名方委員 それなんですけど、これを見るとたくさんだと思うかもしれませんが、僕は逆の印象を持ったんです。17万人ぐらいいるんですか。その中の179通しかないんです。しかも、説明会に来たら、ほとんど何人しか来ないというようなところがほとんどですね。それはそれで少数の意見でちゃんときちっと意見を言う人だから非常に貴重なんですけど、そういう意味では、どこまで意見を受ければこれをやっていいのかということはある程度決めておくならいいですけども、そうでない限りエンドレスで、100年かかっても終わらないと思います。少なくとも、本当に多数の意見というなら3分の1ぐらいの人たちが何かの意見を受けるといったら、それこそ170じゃなくて、何千、何万の人を。ただこれだけ見るとどうも勘違いしちゃうのは、これだけ物すごい意見がたくさんあるというのではなくて、意見は少ないんですよ。これだけしか。というのが実態だと思うので、そこはちょっとミスリードしちゃいけないと思うんです。その上で、トータルに、予算、予算と言いますが、1年かかることによってどれだけお金がかかるのか、どれだけ実行が出来るのかということなんで、むしろ逆に、僕なんかは、やってみてダメなら変えればいいじゃないですかという形の方がより皆さんわかるだろうし、実行があるんじゃないかという考え方は若干持ちます。

吉田委員 まだこれは決まっていなくてもいいかもしれませんが、いわゆる最終案ができたとして、その案に対する今回のようなパブリックコメントというか、改めてまた区民の意見を聞くというようなことがあるのかどうか、この中間案には、それは少なくとも議会に関する部分というのは基本的には出ていないわけであって、それと、その議会の部分も含めた全体の案がまとまったときに、再度そのご意見を聞くのかといったあたりのことと、私は時間をかけるべきだということをする気は全然ありません。本来であれば、この中間取りまとめまでに終わった話であるという部分も改めて、そういう意味では山田委員が言われたのにかなり近いんですが、そこで終わった議論だというふうに言わないで、少しさかのぼったところも含めた議論を一つ一つやっていくべきではないのかということをお願いしたかったんです。

森田会長 この区民会議の中間まとめと、そして最終まとめということですが、その位置づけについて事務局の方のお考えをお聞かせいただけますか。

久住幹事 中間のまとめにつきましてはパブリックコメントをかけて多くの区民の皆さんからのご意見をいただく。それで意見をいただいた中で、これをどのような形で中間のまとめを変えていくのかという議論を今からするという形になると思います。本年7月最終ぐらいにいただくと、条例提案の中でも日程的に非常にありがたいなというふうな印象を持っておりますが、その中で最終的なまとめにつきましては、パブリックコメントについては考えてございません。それを受けて条例案を作成し、また議会でご審議をいただくような手続もあるわけですから、そのような形でいいのかなというふうに考えております。

森田会長 ほかにいかがでございますか。

上田委員 素朴な疑問で、この条例が中に書かれている内容の中で、この条例ができないと区政に関して不都合が生じる部分というのが何かあるんですか。

久住幹事 よく質問をされるんですが、非常にこれがないと回らないのかというような形では、そういうことはないというような形になるだろうなど。例えば日本国憲法のような形でも、憲法が日常生活の中で非常に使っているのかどうなのか、最終的なよりどころではあるんですが、日常私たちが生活をする中で、そういったものが本当に使えているのかどうなのかというのはまた別の議論なんだろうなど。ただ、文京区の場合でも、こういったものをつくっておく、区民の参加というようなものを制度として明確に規定をする中で、これからの区政運営というのはさらに発展をしていくんだらうなどという、そういったものの礎になっていくのではないかなというふうに思っております。

名方委員 NPOの立場からすると、これをできるだけ早くつくってほしいというのが私のスタンスです。

というのは、例えば前も言いましたけれどもこういうことがあるんです。我々地域コミュニティスクールみたいなのをやっているときに、文京区の施設なんかをお借りしてやろうという話になったんです。そのときに一番ネックになったのは憲法89条なんです。それを言われていわれた方は今はなくなっちゃいましたけれども、要するに憲法89条というのは、公的な施設を宗教団体とか福祉とか博愛とかそういうことをやる団体に貸してはいけないというのがあるんです。そういうのが、もちろんそれはあってもいいんですけど、仮にこういう区民憲章みたいなものがあって、地域をつくっている主体というのは事業者であるとか地域の活動団体であるとか、それからNPOみたいな特定非営利法人であるとか、それから市民であるということはきちっと区民憲章で書かれていると、その区民憲章にのっとってやっているんだということで、もちろん憲法はもちろんありますけど、自治体レベルの裁量権というんですか、そういうところでもっとスムーズに、余りしゃちほこばらないでできるんじゃないかなというふうな部分も僕はあると思うんです。先生にお聞きはしたいんですけど。そういう意味でぜひこういうのを早くつくっていただきたいなというのは僕なんかの本音ですね。

森田会長 ありがとうございます。

上田さん何かありますか。

上田委員 わかりました。いや、僕もNPOをやっていますけれども、別に公共の施設を借りるのには不自由はしていないと思うんですけども、NPO団体が利用するという点に関して、別に何ら不自由はしていなく使わせてもらっていますので、ちょっと、いやそこで商売するというと話は別でしょうけれども、NPOがNPOとしてボランティア活動をする部分に関しては何ら不自由はしていないので、ちょっとよくわからないんです。

名方委員 後でゆっくりご説明します。

上田委員 それはどういうことがあったのかちょっと具体例を教えてくださいけれども、憲法とは違うでしょうから、いやこれが、僕が言ったのは、これが決まらなないと、ただそういう意味での何か活動が、今計画しているものがないというのがあるのであれば急いで決めるという部分にあるでしょうけれども、その7月の議会云々というのは。特にこれがなくて行政上支障がないのであれば、だから先ほどの議論じゃないですけども、何もあわてて決めないでも、ちゃんと心ゆくまで議論すればいいんじゃないのというのは一つで、コスト論議も出ていましたけれども、区の職員の方々のコストもあるけれども、我々ほぼ無料、多少もらっていますけれども、ほぼ無料で来ているわけですから、大してコストがかかっているわけじゃないという、電気代とかはありますけれども。その程度のことだから余りにしなくてもいいのかなというのは一つあります。だからちゃんとやった方が。期限を決めてやるんじゃないで、7月までにという期限を切っちゃってやるのではなくて、ちゃんとした議論をやった上で最終案を出すなら出すでもいいですけど、もっていくべきではないのかなという気はします。

森田会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

山田委員 ちゃんとした議論というのは、ある程度我々やってきたなという思いがあってこの中間の報告、取りまとめに至っているというふうに基本的に我々は思っているんです。ただし、我々がやってきたと思っていたけれども、別の視点からのいろいろな指摘があったなというのもまた一つ事実だと思っていますので、我々は今までやってきていなかったわけじゃなくて、結構な積み上げはしてきたなと思っています。ただし、一步引いて、改良すべきところも出てきたので、そこを重点的に整理をしていけば、それほど大幅な変更とかじっくり時間をかけてという話にはならないのかもしれないなというふうに思っているんですけども。

上田委員 時間はどのくらいかかるかわかりませんが、時間を、後ろを切るなど言っているだけです。

森田会長 大体皆さんご意見は出たかなというふうに思います。

少なくともこの区民会議はこれまでかなり時間をかけていろいろ議論をして我々の考え方をまとめてきたと思います。そしてそのまとめたものを最終的に、これまでの段階として中間まとめという形で整理をしたわけでございます。この区民会議そのものは区長から委嘱を受けて、我々の責任でもって一つの答えを区長に対して答申をするというのが我々の使命でございます。中間報告をそうした形でまとめましたけれども、もちろんこれは我々の中でいろいろ議論をしてきたことで、私たちが議論をしている中で気がつかなかった論点だとか、我々が今議論している中でこういうものだというのは十分認識しているわけですけども、それを言葉で表現したときに、一般の区民の方が果たしてどの程度きちっとご理解いただけるかどうか。パブリックコメントもどのようにとらえるかということもございますけれども、そういうことを検証するためにいろいろ

るとご意見を伺ったと思います。そして、これが多いか少ないかは、それは考え方によるかと思えますけれども、でもいろいろなご意見が出ました。したがって、通常、このパブリックコメントで出されたものについて、それについて我々が全部きちっと答える責任ないし義務があるかという、必ずしもそういうものではないでしょう。ただし、ある疑問が出された場合に、我々が気がつかなかったような論点の指摘があった場合に、それは今までの我々の議論の中できちっと説明できるかどうか、詰めていなかった論点についてはさらに詰める必要があるのではないかと、それを検証していくのがこれからの場ではないかなというふうに思っております。したがって、いつどういう形で最終的にまとめるかというのは議論の仕方にもよりますけれども、決してこれはパブリックコメントが出たからといってゼロベースでもう一度考え直すということになりますと、我々は今までしてきたことすべて自ら否定することにもなりかねませんので、そういう意味で申し上げますと、先ほど山田委員の方からご意見が出ましたけれども、幾つかの我々として見落としていた論点であるとか、私たちの言っていることがこの表現ではきちっと理解していただけなかったというような点、そういう点についてピックアップをしていただいて、それをどういう形で詰めていくのか。そのような形で、審議をしていくということになるかと思えます。したがって、骨格につきましては中間まとめである程度我々の考え方が固まったという前提で議論をしていくというふうに私は認識しております。したがって、いろいろのご意見をいただきましたけれども、拝見しましたところ、ある程度論点は整理できるのかなという気がいたします。それは、わかりにくいというところとか、書き方としてこれはちょっと不十分ではないかということもございまして、また、中には、そもそも根本的に考え方が違うというご指摘もあったかなという気がいたします。最後の部分についてどう扱うか、これはまさにご議論いただきたいところだと思いますけれども、最終的には我々の判断で、我々が責任を持って最終まとめを出すということでございます。そういう観点から事務局に、例えばこれを整理したらどうなるかという形でご整理いただいたものが一番右側でございまして、これは、あくまでも参考的な意見として受けとめていただけていいと思いますけれども、何らかの手がかりにして議論を進めていきたいということでございます。

それでは、どうぞ。

名方委員　そういう趣旨に立つならば、今回もずっと詰めたので、さっき山田委員も言いましたけど、この出てきた意見を整理して、それなりに論点をそれぞれがまとめて、それを持ち寄ってもう一回事務局に出して議論をするという形が一番理想なのかなと。

できればきょうはせっかくこれを事務局がつくっていただいたので、今先生がおっしゃったような形での幾つかのポイントを指摘しながら、でもこれだけもし本当にちゃんとやるならば、我々もこれを見て、こういう点がこうだということをそれぞれ委員が整理をして、お出しするという上で議論をした方がよろしいんじゃないかと思えますけど。

森田会長 その点につきましては、一応事前に配付をしてごらんになっていただいていると思いますので、これをさらに整理をして出していただくということももちろんあり得るかと思えますけれども、きょうそれではこれからどういう議論をするかということにもかかわりますけれども、私は提案をさせていただくのは、先ほど山田委員が幾つかポイントを整理をされているというようなご発言もあったかと思いますが、場合によりましたらきょうはそれをご披露いただいて、それにさらに足りないところはまた次回以降補足するということで、少し効率的に進めるというのではいかがでございましょうか。

では、よろしければ、では山田委員の方からご指摘いただけますか。

山田委員 きれいなメモとしてちょっとつくってきていないので申しわけないんですけども、このいろいろな意見をずっと読んでいくと、一つ言えるのは、会長さんから今お話があったように、わかりやすさという部分は基本だと思います。ただし、これはだれでもわかるということになると、何を言っているかわからないというか、逆に抽象的過ぎちゃってわからないということと、やはり憲法もいろいろな条例も、ある部分テクニカルな構造とか理論をつくっていかないと、条例の体をなさないんじゃないかなという部分があるんで、そのわかりやすさと条例としての役割とのバランスをどうとるのかというのを整理すべきんじゃないのかなというのが1点。

もう1点は、これは何なのかという、この条例、最高法規性がありますよというところに結構、それは確かにそうなんだろうと思うのですが、これは決していろいろなものにすべてにオールマイティな条例じゃなくて、実はここの2枚目の目的に書いてありますように、あくまでもこれは文京区にある自治の基本理念です。自治のことを語っているんだということじゃないと、ある部分では基本構想とぶつかり合ったり、ある部分では別のところの、どっちが上位かみたいな議論になっちゃって、最高法規性という言葉に相当いろいろな解釈が加わっちゃっているんじゃないかなと。ですからこれは、自治の基本理念及び具体的仕組みを定めるとともに、そういういろいろな主体の役割というか責任を定義するものですというふうにしてその位置づけを明確に、前文の方からも出していくというところが、実はいろいろな混乱を整理するポイントじゃないかなというふうに思っています。これが2点目です。

それと3点目は、我々がずっと議論しているんで、我々にとっては非常になじみのあるこの協働・協治という言葉も、ここのコンセプトとしてもう明確に言うならば言い切るし、事務局のこの修正の案というのは、ちょっと中途半端に半分その言葉を逃げて整理しながら、実は小構成では、協働・協治の社会とかというのを明確に出している部分があるので、ここの決心というか、協働・協治という言葉でいくのか、もう少しちょっと引いて、普遍的な、協働ぐらいまでは普遍性があるんですけども、協治とかいうと、我々が参加した住民の説明会でも治めるとはどういうことなんだと。協はという言葉を使うんだと、いろいろな話が出て、協働・協治という4文字熟語に対してのコンセンサスが、これでいくかどうかの決心が必要なのかなという、大きな部分

ではそういった3点を整理していきなさいと。あとは表現の話では、個々の主体の、先ほどもちょっと区民等及び区という部分の、そういう主体間の上下とか関係がイコールパートナーなのかという議論が多分あったなということと、もう一つは、あとこれはちょっと全力を挙げてとか表現の一部でそのまま使っているのかなというところがあったのと、あと努力目標というか、努力義務みたいな形のものがたまたまというか、結果的には行政の部分はみんな努力義務になって、そうじゃないところは言い切っているところがあるので、これはもう変に変わらないで語尾を統一すればすっきりするなという、大体以上ですね。私がざっと見ていって、これは非常に乱暴な整理かもしれませんが、感じたことです。

森田会長 今の点もそうですし、今山田委員のされたような形での整理の仕方、もう少しこういう点もあるんじゃないかとお気づきの方はいらっしゃいますか。

では、名方さん。

名方委員 私もちょっと時間がないので、2点だけ言おうと思って出てきたのは、一つはわかりやすさということに対する見解をつくるべきだと。というのは、私はさんざんガバナンスはわからないから日本語にしてくださいということで、かなり強烈に申し上げたんですが、どんな言葉にしても、僕は逆にあって反対のことを言うようですけど、やはりガバナンスで僕はいいと思うんですよ。もしそれを使って、ガバナンスということはこういう概念なんだから説明しようという意図があれば別に構わないので、その辺のところの議論をぜひ、わかりやすさはどっちなんだという、それから何を伝えたいのかということ、もう1回ここで明確にすべきだなというのが一つ。

それから、たまたまある程度私が書いた部分があるので、たまたまきょう見させていただいて例示でこういうふうに書いてあったのであれと思ったのが幾つかあったんで、そこは例えば言いますと、2ページのところですか、例示で、例示の真ん中のところですね。非営利団体のところで、「『区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者』を『区民等』とする。これまで『各主体』としてきた部分を『区民等及び区』とする」ということがあったんですが、こういうふうにはっきりと事務局の方で変えられましたけど、むしろこれは、今までのきちっとした4つの主体が文京区を担うんだという方がはるかにいいし、その辺のところはやはり変えない方がいいというようなところがありましたので、この辺のところの議論を、やさしい言葉を使うということと同時に、やはりきちっとしたところはきちっとやるべきだということはぜひ言いたいなと思っていました。

森田会長 いろいろな観点からいかがでございましょうか。

ちょっと申し上げておきますと、あくまでもこの区民会議で今考えておりますのは最終的な区民憲章のあり方についてのまとめでありまして、必ずしも基本条例といいますが、区民憲章そのものの案文をきちっとつくるところまではまだ議論されておられませんし、考えておりま

せん。それは、厳密な意味での法制的なチェックを経た後での条文の作成ということになります。そこまで踏み込んでするかどうか。区長からの委嘱を受けたのはどの範囲なのか。その意味で、ちょっと厳密な条文の話になりますと、これは大変難しいことにもなりかねません。むしろ、これまでの議論の経緯から言いましても、それを念頭に置きながらも、もう少しそういうものを貫く理念といいましょうか、基本的な考え方を明確にするということではなかったかなというふうに思っています。

このことは何を申し上げたいかといいますと、条例そのものについては議会で議論をされて、最終的に結論をお出しになるところだと思います。こちらの方ではそういう意味で言いますと、厳密な定義だとか条文上法律用語としてどうかということよりも、むしろその前にある基本的な考え方は何か。それをあらかず言葉として何が適切なのかということが、我々が今まで議論してきたことではないかというふうに思っておりました。もちろんこれが法律用語になるかどうかということは大分議論に出ましたけれども、その意味で言いますと、この中から、ちょっと踏み込んだことを申し上げますと、意見・要望として出されている中には、このまま条例案としたときにかなり問題があるんじゃないかというご指摘もあったのかなという気がしております。その辺も最初にちょっと確認させていただきたいと思います。

そういうことを踏まえましていかがでございましょうか。

吉田委員 山田委員が整理されたので、それに沿って私も発言させていただきます。文章のわかりやすさという問題は、今名方委員も言われていたことと同じかなと思うんですけど、言葉そのものの問題と、やはり文意のところがちっとわかりにくいところが私自身も読んであるなという気がするんです。それは、これは条例文というか、多少文語体的なのかなという気もするんですが、できるだけ口語体でわかりやすくやる、日常文章的な表現にできないかなということが一つあります。

それから、2点目の最高法規の点も言われたとおりだと思うんですが、果たしてこの区民憲章が、文京区における条例全体を統括するような最高法規というような内容のものなのだろうかという気がどうもするんです。むしろ参画であり、今言った協働・協治の言葉がいいかは別にして、むしろ最初からありますように、自治のルールの部分というのがこの区民憲章なんであって、最高法規ということ言えばこの区民のご意見の中にもあったと思うけれども、財政について何も触れていないとか、それから「文の京」の構想の理念が抜けているんじゃないかというような指摘もあったと思うのですが、そういう意味で、私はむしろこの区民憲章というのは、限定的に区民が参加するルールであったり、協働のルールであったりというところに、むしろ限定した方がいいのではないかなという気が、このご意見を読んで思いました。

それと3番目、協働・協治そのものですが、確かにこの言葉がどうも突出していて、あたかも何かこれがすべてであり、まさにこの1ページにいきなり書かれているように、「『協

働・協治』は手段であって目的ではないと思う」という言葉のとおり、ちょっと突出しちゃっているのではないかなという気がします。それにつけ加えさせていただくと、区民のやはり参加という部分が若干弱いんじゃないかという気がしたり、それからその自治における区民、つまり住民である人間である区民の位置づけというのがちょっと弱い、他の事業者に対する、扱う必要があるのかというご意見も出たと思うんですけども、そことイコールになり過ぎているのかなという印象を受けました。それは4番目の方のところになるかと思います。

5番目はおっしゃったとおりだと思うので、ちょっと私の意見として……。

森田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

出されました意見・ご要望はたくさんございますけれども、大体かなり一般的な形で整理をすると、今ご指摘があったような点でございましょうか。

名方委員 いや、ガバナンスなんですけどね、今までの議論をもう一回整理してみると、ガバナンスというのは逆に言えばある面で、突然最初から出ていたわけですけども、ガバナンスは何ですかという議論を随分したわけですね。その結果として、ガバナンスではわからないと。だったら日本語で言えばどうなのかと。日本語に適切な訳がないと。それで協働、協働だけじゃないかと、協治という部分もあるなということでおさまって、私はそれでいいかなと。つまりそれをどう使うかということで、ガバナンスという一つの新しい概念を説明するのならば、協働・協治の社会をつくるというよりも、ガバナンスすなわち協働と、もしくは協働・協治イコールガバナンスという形にした方がわかりやすいんじゃないかというような議論があったと思うんです。そういう意味でこれはこれでいいかなと思ったんですけど、改めてこうやってパブリックコメントを受けると、やはり横文字はわからないという議論が相当出ていますよね。そこでどう考えるかなんですよ。だからそこでもう一回戻って、いや逆に言えばデモクラシーだって民主主義といえば、訳したけど本当にわかっているのということと同じですから、今はデモクラシーと言えばみんなわかりますよね。それと同じように、ガバナンスという形、すなわち協働・協治というふうに言えばそれで通すんだというのも一つの考え方かなと。私はそれでもいいのかなというふうに思うのですけれども。その辺のところの議論を逆に言えばここでして、これだったらこういこうと言うべきではないかと思います。

森田会長 いかがでしょうか。

松本委員 今本当に山田さんがさすがという感じで言っていたので、すごく見通しがついたなと思って安心して好きなことが言えるんですが、たくさんのご意見と私は思ったのは、やはりこういう区民憲章というすごくわかりにくいことにこれだけの時間を使って区民の方がご意見をくださったということは、すごいということと、それから、少ないと言えば少ないかもしれませんが、何となく全体的に言われていることは、いろいろなというよりも、割と一つの方向と



いうふうな感じがします。その中で特に、この区民憲章はすばらしい、これができるのが楽しみだというような方向が余りなかった。1件だけわかりやすいというふうに、お疲れさまと云ってくださったのがあって、何かずっと、ほっとしましたけれども、大方は、やはり何がどうなるのというような、私なんか聞かれても、何がどうなるのと言われたときに、どういうふうに説明できるかなと一瞬思っちゃうような状況もありますので、これは区民憲章に入れるとかとは別に、何がどうなるのかというのがわかりやすいとすごくいいなと思います。

森田会長 いかがでしょうか。

斎藤副会長 山田委員の最初のわかりやすさということと条例のバランスということの指摘と、それから最初に上田委員の方から指摘がありました、この条例がなければどう困るのかということ2つに関連して一言補足させていただきます。

区民説明会の際にもわかりにくさということが問題になったのと、それから区民説明会等への区民の参加数が少ない、それはなぜかということ、やはりこの条例ができて、具体的にどうなるのかということがイメージしにくい。これは研究会の報告でも幾つか具体例を挙げていますし、区民説明会の折にも例えば教育の分野で言えばこういうことがある、いいことがありますよということは私も説明したんですが、恐らくこの条例本体の検討と並んで、あるいはそれから後にこの条例に基づいてさらにどういう施策なりよいことがあるのかというのをより説明するというのが一つの手であろうと思います。条例の方で、とにかくわかりやすくというふうにしてしまうと、一方では一体条例として持つべき内容を持っているのかということも出てきますので、そのあたりのことを少し考えながら作業を進めていくということだろうと思います。

それから、先ほどのこの条例がなくて何が困るのかと言われると、それは、今すぐには困らないのかもしれませんが、研究会報告書、あるいは中間まとめで述べていますのは、中期的に見ればこの少子高齢化の社会で今までどおりの行政のやり方では、いずれうまくいかなくなる部分もある。さらにこういう参加型のことを積み重ねることによって、よりよい方向もあるだろう、そう言っているわけなので、そういう方向性をにらみながら、この条例化に向けた取り組みでのわかりやすさということと、この条例をもとにしてどういうことができるのかという2つを区民の方々によりわかっていただく方向でいろいろ活動すると、そういう両面の配慮が必要ではないかと考えおります。

森田会長 いかがでございますか。

吉田委員 ちょっと個人的な感想として、短絡的に申し上げるかもしれないんですが、つまり区民が、区民というか文京区が目指すその町の、まちづくりの理念と構想、あるいは、それは逆にちょっと短絡的に申しますが、理念であったり構想であったり、それはその「文の京」基本構想の中に理念と構想があり、それに基づく実施基本計画でしたでしょうか、というものが既にあり、この区民憲章というのは、むしろその構想や計画を、市民が参画し、実現していく、あるい

は推進していくという位置づけになるのではないのかなと。ちょっと乱暴なことで今ごろ蒸し返してこんなことを言って申しわけないんですが、とすると、少し何か私は全体がわかりやすくなってくるような気がするんです。そういうふうには先ほど必ずしもこれが最高法規の位置づけではないのではないかと申し上げたのは、どうも自分としては、そういうふうには理解した方が、この区民憲章というものはむしろそういった「文の京」構想であり、実施基本計画の推進に対して区民が意見を言い、場合によっては協働、協力の力になっていくというような位置づけを明確にした方がいいんじゃないかなと思って。ちょっと乱暴な意見でしょうか。

森田会長 いえ、そうは思いませんけれども。ほかの方はいかがですか。

藤原委員 私は、自分で独自に意見を取りまとめて、これは私だけの意見じゃないんですが、何か仲間で話し合ったときとかの意見を私になるほどなと思った部分を取りまとめたんですけども、やはり今ちょっと、吉田委員もおっしゃったように、これができた後に、いろいろな例えばまちづくり条例ですとか、どんどんできていくような方向付けをしておかないと意味がないというのが一つと、あと協働というのが、余りにも今協働・協治が突出しているとおっしゃいましたけれども、確かに、区民参画の部分と、参画と協働の関係がよくわからないんです。だから、やはり協働をするからには何か条件をやはり参画できちんと決めておかなければならない権利とか、例えば区民が、参画と言いながら決定にはかかわれないということでしたので、ではそこをどういうふうに……、決定にかかわれないということだったんですけど、前回の議論では。やはりその辺がやはりいいようにされてしまうというような不安というか、不信感にもつながるので、やはり決定に至るまでの間の協議会の設置を文言に入れておくとか、あと審議会や委員会における公募委員の比率なんかをつけておくとか、そういうことがないと、やはり余り区民に、格好つけというか、格好つけだなというふうに見られちゃうというようなこともあるんじゃないかと思うんです。その辺をちょっとここにまとめたんですけども……。

森田会長 では、簡単にご説明いただけますか。

藤原委員 まず 番は説明会のやり方についての案というか、提案というか、余りにも従来どおりでつまらなかったというのがあって、こんなようなふうにしたらもっと興味が引けるかなというのです。

番からいきますと、区民参画の、参画というのはもともと区民参加と言って、それは税金の使い方のチェックですとか、行政に対する文句というところだったのが、それが対案提示型になってこういう予算要望だとかそういうことになって参画という形になってきて、それでさらに自分たちでやった方が効率的だというような部分を協働という形で一緒に働くというふうになってきたんだと思うんですけども、流れから言うと。でも、区民の立場から言うと、参画の部分がきちんと保障されていない、協働だけをうたった条例ができてしまうと、やはり行政のいいようにされちゃう。いいように使われるというか、都合よく使われちゃうというようなことがないよ

うにするためには、やはりきちんと権利の保障という意味でやはり条文の中で決めておく方がいいということを考えました。

それから 番は、ちょっと似ているんですけど協働の条件としては、権限を少し、余りその議会との関係というのはすごく難しい問題なんですけど、例えば議会にもっと権限を与えちゃって、議会にチェック、区民が入る協議会なんかのチェックも、権限も与えちゃうというような方向もあるかも。そうすると、でも議会を選ぶのは区民だしというところで難しく、ちょっと私はその辺までは考えが及ばなかったんですけども、とにかく行政が権限を全部握っているという形だと、やはり協働といっても何か余り絵に描いたもちになるんじゃないかなという感じは持ちます。

あと、 番ですけども、仕組みとして協議会とか、さっき言ったような公募委員の比率などのことを入れておいた方がいいと思います。

あと5番は、条文、中間報告を条文案とするとですけども、少し一般的には読みづらいというか、繰り返しが多いというのがあって、権利というのは3 - 1と3 - 2、3 - 3と分かれていますけれども、この部分はどうなのでしょう。権利は区民の中にすべて、区の中で働く人とかも入ってしまうわけですから、区民だけでいいんじゃないかなというのが初めからそれはあったんですけども、改めてそう思ったということですね。

それで、責務という部分で、協働に参画する、事業者として協働に参画するNPOですとか事業体の責務をつけておく必要はあると思うんですけども、権利というのは区民だけでいいのかなという気もしたんです。そのようなことをちょっと提案した、これは2枚の紙です。

森田会長 ありがとうございます。大変整理していただいたと思いますけれども、これも含めていかがでございましょうか。

ちょっとご発言が今ないようでしたら、私も大分長くこの司会をやっていますが、その観点から、これまでの議論とその位置づけを少し整理させていただきますと、最初はこの研究会の報告というのがございまして、そこでも議論したことですが、この区民憲章というものをどういうふうに位置づけるかというときに、少なくとも憲法だというふうな言い方をしておりますが、日本国憲法と矛盾するようなことを、あるいは法律と矛盾するようなことをこの区民憲章を条例で定めるということは、日本の国内における地方公共団体である以上あり得ない、というかできないわけです。その意味で言いますと、最初の議論をいたしましても、憲法と法律の枠の中で、どういことができるかというのが一つの議論であり、それはある意味で制約になっていたと思います。したがって、今の論点もありますが、参画というのは最大限認める方向でということでこれまで議論を進めてきたと思います。しかしながら、議会とか首長さんが法律で与えられている決定の権限を、それを否定するような形を区民が決めるということは、これは日本の法制上難しいし、たとえそういう条例を仮につくったとしても、これは裁判には耐えられません。そういう意

味で言いますと、きちっと守られて実効性のある条例としてどういうものが考えられるかということですね。

そこでもう一つは、では区としてどういう姿を描くか、理想はどうだという話にもなったかと思えますけれども、これはどちらかといいますと、基本構想、基本計画でお決めになる話であって、従って、この区民憲章で何を考えたかといいますと、区のことについて物事を決める場合に、区民がかかわっていく手続を決める必要があるのではないかと。この部分については、ある意味で明確な形で行政手続条例というものはあるかもしれませんが、より重い形で区民参画というものをきちっと決めたものがないのではないかと。それを憲章という形で決めていく。そしてありとあらゆる区の決定であるとかいろいろなものについては、この憲章で定めた原則に則ってやっていただくというのがこれからの自治のあり方として望ましいのではないかと。そういう議論の流れではなかったかなというふうに思っております。

したがって、主として参加とか、区と区民の関係はどうするかということが議論になってきたというふうに思います。その意味で言いますと、最高法規性という言葉が出ましたが、これをどう位置づけるかというのはあったと思います。わが国の法制上は、この条例は最高法規性があると書いても、それと矛盾する条例を後から議会がお定めになった場合には、これは後の条例の方が優先してしまいます。しかしながら、より実質的な意味において重要な原則を定めたのがこの条例であるということで、その遵守を義務づけるわけにはいきませんが、尊重すべきということを強いメッセージで発するという意味で最高法規という言葉は入れてはどうかと言う議論になったかと思えます。これは、条例にする場合に、その法制的な面からこんな入れても意味がないという議論は出る可能性は多分にあると思いますが、あえてそれでもという話があったかなというふうに記憶しております。

問題になりますのは、区民が参画する手続だということですが、手続をどういう原則でやるかというときに、これは研究会の方である程度議論して、こういうのがあるのではないかと。いうことをベースにしてご議論いただいたと思います。これまでの自治体のあり方といいますか、広い意味での政府のあり方というのはやはり統治するものとされるものという上下の関係をもって区民と区が位置づけられていたのではないかと。それに対しまして、近年ヨーロッパを中心としてですけれども、新しい考え方、自治に結びつく考え方として出てきておりますガバナンスという考え方は、みんなある意味で対等な立場であって、そこで協力し合って、対等な立場でみんなやっていく。おのずから公共的なものについて、確かに区は中心になるけれども、それぞれが責任を分担し、対等な立場で決めていくという一つの理念があるのではないかと。いうことだったと思います。もちろんこれも、今のわが国の制度の上では、完全に対等な立場になりませんが、限りなくそれに近づけるような形での手続を追及していくという理念であったと思っています。

問題は、今までの上下の関係ですと、いろいろな言葉がたくさんあったんですけれども、統治

であるとか、ガバナンスという横文字であらわされますパートナーシップといいたいまいしょうか、対等な関係でもってみんなが参加していくというものをどのような日本語であらわすかというので随分議論し悩んできたんじゃないでしょうか。外国語を持ってくればガバナンスというのは一番適訳といいたいまいしょうか、そういう言葉があるわけですけれども、わかりにくいというところから、これは日本の専門家の間でもいい訳語がないというので、苦労しているところです。そこで使われておりました協働・協治というのをそういう意味だという形で使おうということにしてきたのではないかなというふうに思っております。その意味で言いますと、確かにわかりにくいともいえるのですが、では何にどう変えるのかというのは、考え方自体がかなり新しいわけですから、これはもう一度やるとなりますと、かなりなことになるかもしれません。それはこれからのことでもありますが。

もう一点申し上げますと、ではそのガバナンスは、主体はと言ったら、やはりベースは区民だろうということだったわけですけれども、文京区における区民とは何なのかという議論も随分したんじゃないでしょうか。実際住民登録をして税金を払っている人だけが区民といったらそうなのか。しかし区外から多くの人があるわけですから。そういう人たちも、少なくともこの区の社会というのは支えているのではないか。支え、かつ行政の担い手として区と対等な立場でいろいろなことをするという意味で言えばNPOもあるし、地域の自治活動団体としての町内会、自治会等もあります。さらに言えば民間の企業もここでいろいろな仕事をし、その社会というのを形成している一員ではないか。これもどういう形で表現をするというのでみなさんざん苦労して、主体という言葉で何とか説明しよう。それで主体の中にどこまで入れるかという議論もしてきたのではないかなと思います。

そういう経緯を経てこれはできてきているわけですから、一つのあり方としましては、今のわかりにくさというのはやはり、まだまだわかってもらう努力が足りないのか、そもそもわかりにくい概念がよくないのかということも議論になるかと思えますし、協働・協治の概念にしてもどうするかということ。こちら辺については、もう一度そういう観点から考えていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

ここからは私の個人的な意見ですけれども、ここにご要望・意見というのがかなり出ておりますけれども、やはり基本的に哲学が違うという、パートナーシップというか、対等な立場でやること自体はいかかなものか。やはり政府は政府として上に立って責任を負うべきだというお考えも中には見られたわけです。それはそれとしてご意見だと思いますし、要するに全区民に対して調査をしたわけではありませんから、基本的に我々の考えている哲学に対して賛成ないし無関心の方は余りご意見をお寄せにならないわけですし、やはりそれは困るという方が多くのご意見を寄せられたということでしょう。これはどう受けとめるか、確かにそういう方がいらっしゃる以上、我々の考え方を撤回するか、あるいは我々は議論した結果そこに到達した以上、こういう人

たちに、少なくとも納得してもらえそうな形で、さらに丁寧に説明を加えていくか、その辺も議論の余地があるかなと思っております。それ以外のところだと、幾つかのご指摘でごもっともなところがあって、努めますというのはどうも行政サイドの規定に多いんじゃないかとか、協働・協治の社会というのもやはりかなり多いと思います。それだけ我々の思いがこもっているということかもしれませんが、確かに、何回もよくわからないことが出てくるというのは、読んでいて決して愉快的なことではないというのはそのとおりだと思います。そういう意味での手直しというのはかなりしなくてはいけないかなと思っていますが、基本的なスタンスというのは、これまで議論して積み重ねてきたことでもありますので、それを根本的にもう一度見直すのか、あるいはそれはそれとしてさらにわかりやすく、こちらのメッセージが伝わるように説明をしていくのか、それがまず最初の問題点ではないかと思います。

名方委員 今おっしゃったように、区民と行政が対等だということなんですけれども、実態を見ると、形の上では対等かもしれませんが、意識の上ではもう完全に対等ではないんです。そこがやはり大問題であって、それをどうするかということなんです。だと僕は思います。ですから、今回でも、確かにたくさん、179ですけども、さっきも言いましたけれども、パーセントでいけば0.01%ぐらいですから、なぜこうなったのかなというのは、やはり関心がないから。それからここで僕が、出ている意見をいろいろ聞いてみても、どっちかという対等だという意識もあるのかもしれませんが、逆に言えば、何かやってほしいと。行政内に。お上に対してというのが僕は色濃くまだ残っている。そこを変えるというのがこういうところの目的なんじゃないかと。要するに対等であるという以上は、我々も一市民として、一区民としていろいろな提案をするし、そして行政なり議会の人とも議論していくということが大原則なんで、そういうことを、何かこういうことを憲章をつくることによってアピールなり意識改革の何かきっかけになればいいんじゃないかなとは思ってます。だから逆に言えば、もしそうだったら、この間も説明会に出たときに、直接区民から区民委員として私は名指しされて質問されたんで答えましたけれども、どんどんそういう会をつくたっていいですよ。我々が行脚したって構わないんですけど、何かやっていかないと、実態として区民の人が、いわゆる自分たちで何かをやるという意識があるところを盛り上げていかないと、これに対する議論ではほとんど議論が出てこないということをどうするかという、むしろそちらが問題なんじゃないかと私は思うのですけれども。先生のおっしゃるとおりだと思うので、そういう中でどうしていくかというところを議論していくべきではないかと思います。

森田会長 では、松本さんの方から手が挙がりました。

松本委員 先ほどポイントを挙げてというお話でしたので、幾つか挙げてお話を一つずつまとめていくのかなというふうに思いました。

それから、その中の一つとして、最初3ついただいたんですよ。わかりにくいということと

自治の基本理念、それと協働という3つのポイントをいただいて、自治の基本理念のところは山田さんが以前から、最初から我々に憲章じゃなくて基本理念、自治基本条例だというふうにおっしゃっていたと思うんですが、その辺の手續の原則をしっかりと決めるということも非常に大きなポイントだと思います。それから先ほどからの協働についてですね。わかりにくい言葉云々は最後に回してということで、この2つから始めたらいいんじゃないかなと思います。

協働のところでは、今名方さんがおっしゃったご意見とちょっと関連して言わせていただきたいんですが、確かに平等ではないですね。そこは大変大きなポイントだと思います。一つ区民が主人公であるという考え方もありました。だけどこれを下手に使うと、今度はサービスしてもらう、受身の形の主人公というふうにもなりかねない、大変微妙な言葉でもあると思うんです。だから、基本的には平等という言葉でいきたいと思うのですが、実際問題として協働、平等になるわけがないんです。だからそこをもう一つ突っ込んだ、具体的に実践できる、そういう目に見えるような形のものが必要だと思います。

その一つとして、協働の提案者が大概行政からであるというのが、私は一つありまして、どうしてもこの政策提案制度というのを、議会の方も含めた形の何かそういう制度というものが必要だと思いますので、この協働というのが、言葉だけで終わらないような、一つ突っ込んだものが欲しい。

それともう一つは、文京区の個性というのがやはり欲しい。ほかのところには見られない、文京区としての、何か一つセールスポイントがあるといいなと。私たちもこれを誇りにしてやっていけたらいいなというふうに思います。

吉田委員 ちょっと重複するんで簡潔に言いたいと思いますけれども、森田先生の説明の中でも、つまり一庶民といいますか、私もそういう近い感情があるんですけども、今回のこの区民憲章に対する期待というのが、やはり行政と、やはり今まで一市民、区民というのは、圧倒的にその力の差があったわけで、一方その甘え、区民から見たときに区民自身が甘えもありながら、しかしその参画できない、自分たちの権利が行使できないという不満があって、つまり区民憲章に期待したものは、やはり自分たちが行政にかかわる権利を端的に言うと保証してもらいたいというところに期待があるのではないのかなというふうに思うのです。そういう意味で、やはりここでガバナンスときて、あたかも区民、行政、あるいは非営利団体、事業者がイコールというふうな書き方を見ると、ちょっと待てと、本来の自治の主人公は人間である自分たちであり、市民であったり、区民であったんではないのかなということが主張したくなってくのではないのかなと。そのこのところのトーンをやはり自治の基本は人間であり、住民なんだというところを何とか出せないかなというのが一つです。

森田会長 ほかにいかがでしょうか。

きょうは、今お話がございましたように幾つかの論点について挙げていただいて、それについ

てご議論いただくということだと思います。今後の作業といたしましては、先ほど名方さんがおっしゃいましたように、皆さんでもう一度意見要望を読んで、どこをどうするかということで整理していくということでしょうか。

ただし、皆さんがそれぞれ違うのを持ち寄ってもう一度やるということになりますと、容易ならざることになるかと思えます。きょうの資料は、私の判断で先走って事務局にお願いいたしましたが、それも参考にしながら、今のお話にありましたように、区民という本当の自然人、それをやはり権利の主体として考えるか、NPOや町会なども同じように位置づけるかというのは、これは確かに大きな問題だと思います。そういうところも含めてどこをどう直すのかというご意見を皆さんからいただき、それを事務局のほうでもう一度整理していただくということことかいいのかなと思います。

名方委員 そういう意味では、提案なんですけど、ここにいろいろ方向性が出ていますけれども、今回パブリックコメントで受けたところで、受け入れるべきときはここだということをおみんなで議論するなり、次回の宿題にしてきて底だけ議論をするという形の方がよろしいんじゃないですかね。

森田会長 拝見しますと、幾つか共通するご意見も出ておりますので、それをある程度ピックアップして整理することはできるかなというふうに思っております。

それについても事務局にお願いしてもいいんですけども、これはまたいろいろとありますので、ボランティアでどなたかやっていたらとの方が、この会議としてはよろしいかと思えます。

吉田委員 中間まとめの前段で、公募委員が文案を担当しましたよね。その割り振りでもう1回では担当してというのはどうでしょうか。

森田会長 そういうことをお願いできるならばそれも一つの建設的な提案だと思います。

名方委員 そうしましょう。

藤原委員 私たちだけということでしょうか。

名方委員 いや、いいんですだれでもやりたい人はみんな。それで集約する人を決めておけば、山田さんなら山田さんに集約してもらおうと。

山田委員 個人的に言いたいものはいろいろとあるんですよ、実は。ただそれは委員としていろいろと発言はしますし、あとまとめるのはやはりニュートラルにまとめていただければなという、高所大所からまとめていただければなというふうな思いはありますので、基本的にその役からはちょっとおりたいなと思っておりますけれども。

ぱっと見て先ほど何点かのスタンスによって、各項目が影響を受けちゃうんですよ、実は。例えば協働・協治、決心はしないと、これをパートで分けたところで、それとあとステークホルダーというか主体の扱いはどうするのかというのは、これは枠組みにかかわる部分なんで、余り



ぱぱっと分け切れないなという気はしないでもないですけども。ですから、どうしますかね。

名方委員 では、その2つの議論の中で……。

森田会長 一つは、協働・協治という表現を判りやすく工夫するというのもあると思いますが、その考え方そのものはそれを貫くかどうかということですね、それは問題になるかと思いません。

もう一つは、その主体の書き方が、協働・協治の理念を非常にストレートに適應して、さまざま主体が全て同列だと言っていますけど、それでいいのかどうか。そこは少し濃淡をつけるかというのが、今名方さんがおっしゃった指摘ですね。

それと、行政サイドのほうは「努めます」であるという表現の問題はございました。

では、大体よろしいですか。これらの点だけ確認して後は分担をしてもう一度やっていただいて、それで事務局の方に集約をしていただき、それぞれのところの整合性があるかどうか検証していくということです。

では、その最初の点で、協働・協治なりガバナンスというのは、これはどういたしますか。我々としてはかなり積み重ねてきたということでございますが。

名方委員 私はこのとおりでよろしいという、さっきから申しておりますけど、「ガバナンス（協働・協治）」で説明がつくので、やればいいんじゃないかと思えます。

森田会長 ほかの方はいかがですか。

吉田さん。

吉田委員 ですから協働・協治を決して否定するというのではなくて、僕の印象で言えば、ここも突出しちゃっているなという感じなんです。したがって、逆に区民、人間である区民そのものが、本来は主人公なんだよというところが薄くなっちゃっているんじゃないのかなということなんです。それを具体論としてどういう表現がいいというのはちょっとまだわからないんですけども、協働・協治を決していまさら否定するということはありませんし、私もその考えには賛成なんだけども、やはりもう1回、区政の本来の主人公は区民なんだと、人間なんだというところをもうちょっとはっきり打ち出さなきゃいけないんじゃないかなということなんです。

森田会長 2番目の論点もかかわってきますけど、いかがでございますか。

上田委員 今、吉田さんが言われている部分は大切だと思うんですけども、協働・協治をやる、進めるというのは別に構わないでしょうし、僕自身、個人的にもやっていますからそれはそれでいい。もっともっとみんながやるようにしていくというのはすごく重要だと思うんですけども、協働・協治をやるための後ろだてみたいな条例になっちゃっているとよくないのかなと。

今の、結局、先ほどもともわかりやすさというところで、わかりにくいのが一番は、結局僕がぱっと読んで先ほども言いましたけど、協働・協治という言葉で言うと格好いいんですけど、今巷ではもめている民間委託の問題のところとすごくダブって見えちゃうんです。民間委託を実

施するための何のことはない後ろ立ての条例みたいなふうにストレートに読むと読めてしまうとう、初めて委員としてなるのに当たって読んでみてそう見えちゃうという部分が、やはり一番この条例のわかりにくいところだと思うので、今の文京区はこうであるから、こういう状態にするためには協働協治を進めていく必要があるんだというところが、もっとわかりやすくないといけないのかなというの。わかりにくいというのは僕は一番そこだと思うんです。だから、まさに協働・協治は手段であって目的じゃないというご意見がありますけれど、そこがあるので、そういう意味ではその協働・協治ありきという条例に全体が見えているのはよろしくないのかなと。何か区民憲章を実現するための一つのベターな手段として協働・協治という部分があるんだよという、それでそれを、いや、実施するに当たってはいろいろまだ制約があってやりにくい部分もあるから、それをやりやすくするための条例なんだよというふうな、ちょっと具体的にどうしたらいいのかというのはよくわからないんですけどそういうふうな組み立てにすると、理解されやすいのかなという感じがします。だから余り表に協働・協治ありきと出すのは、幾つかある手法の中のベターなものが協働・協治であるだろうという構成にすべきなんではないかなという感じです。

山田委員 表現の話とスタンスの話に分けた方がいいような気がするんです。表現の話は私は言ったんですけど、スタンスについては、基本的にここでガバナンスの定義であったり協働・協治の定義がこうあるわけで、これは割とここでの一つのコンセンサスはできている言葉なのかなと思っています。それで、これの背景話で、いろいろな背景があって、協働社会というのが出てきていると思いますが、ある一方では行政に全部任せるとはできないし、あるいは小さな政府じゃないと、とても拡大して膨張してしまうと。効率性が求められないということもあると。それとあと、もう片方で自己実現をしましょうというちょっときれいな話がありますけれど、その両方とかいろいろ話があって、今協働社会という部分ができていると思うんです。

それで前者の部分の効率的な行政運営というのは、私はこれから絶対に必要だと思っていますから、そういった部分で民間に委託をする、その中で、行政が一定の役割を、例えば新たな公共の領域というものを定義していかなきゃいけない時代にもう来ていると思っていますから、そういった部分でのコンセンサスが一定程度できて、こういうふうなコンセプトができていると思いますので、コンセプト自信は、割とこの場ではいいのかなと。多少そういうふうな行革のための、これは後ろだてになるんじゃないかという議論はあるかもしれませんが、ある部分はそうかもしれないと。だと思っています。ですからここは外せないような、個人的には思っていますけど。ただ個人的に言っているのは、協働というのは割と一般化しつつあるけれども、協治という部分が、もともと「治」というのはだれなのか、そうすると主権者はだれとかいろいろな話があるところとかぶってきて、こちら辺のコンセンサスがなかなかとりにくいのかなというふうにちょっと思ったので、あと、個別のご指摘とか住民説明会でのご意見とかを見ていると、治める

というのは結構その処理が難しそうだなというふうなものがあったんで表現の話になってしまった。ただコンセプトとか考え方は、そんなにぶれないんじゃないかなと思います。ただ、これに対して異論があればまた、まだまだ時間がありますから、それをもう少し、もう一回固めなくちゃいけなければ議論すべきだと思いますけれど。割とこれでは固まっているのかなと。

吉田委員 こういふことが言えませんか。つまり区民憲章が、さっきの話で最高法規という位置づけになっていますよね。その最高法規の中で、僕は突出という言葉を使ったんですが、協働・協治という言葉が出てくる。したがって、あたかも結果として協働・協治がすべてとは言わないまでも、大きな位置になってしまって、とりわけ今おっしゃったように、協働・協治の協治については、これは24日のどなたかの、区民の参加者のご発言だったんですけれども、治というものにはつまり統治者の補佐という意味があるんだと。つまりおっしゃったように、必ず統治者、権力者がいて統治者がいて、協治といえども、それは濃さという意味だということをおっしゃったと思うんですけれども、そういう意味で考えれば、そのことが、そのあれが正しいとすればとっては申しわけありませんが、協治というものはない方がいいのかなという気もします。

森田会長 自治という言葉もございますね。自治の治もそうです。

名方委員 僕は何か難しく考えるんですよね。ガバナンスとって何ですかと。それは前も、僕もコーポレートガバナンスについて多少勉強したものから言えば、そういうのを入れたいんですよ。デモクラシーだって、僕は、極端に言えば日本だって浸透していないと思っていますから、そういう実態があって、今度ガバナンスというのを言い出したというのが、区長さんを初め、おととしくらいですかね、僕もある会でガバナンス、ガバナンスとおっしゃっていたんで。僕はその趣旨はわかるんだけど、恐らくここで、ある会で聞いたんですけど、99%の人は全然わからないんじゃないと、こう思ったわけです。ですから、ガバナンスという概念をどう伝えればいいのかという、だから今山田さんが言ったように、そのことはもう決まっているんですよ。どういう表現を使ってどうやるかという議論をここでしてきたと思うので、そういう意味では、では協働、日本語の方がいいだろうと、英語よりは。それで協治というのも、僕なんかからすれば、今実は、やっとこの3年たって、今文京区さんと教育委員会と一緒に一つの土曜英語教室みたいなのを始めたんですよ。

それで、すごいことが起きたというのは、今まではみんな勝手にやっていたけれど、我々が、小学校と中学校にすべてにパンフレットをまいてもらったんです。約6,000枚。そうすると、受けた側は区がやっているんだなということで、協働でやっているんですけど、協治はありませんでしたけれど、ものすごい信頼感が出てくるんです。それが実態なんですよ。だから、そういうことをやる立場からすると、ガバナンス、協働・協治の動きが出てきたんだよというふうに言っていただと、物すごくありがたいし、すごく促進されるんで、協治というのをどうとらえるかということでしょうけれど、我々も一緒にやるんだと。

だからこの3日間でも、きのうもそうですけど、お母さんから質問が来て説明会をして、きのうもやったし、きょうも4人ぐらいの人と会ってきたんですけど、そうすると、物すごく逆にわかったのは、教育委員会は大変だなと。国の押しつけがあって大変だなとつくづくわかる。いろいろな意見が出てくる。それをある面でこちらが受けてお話を聞くようなことをしているわけです。いわばガバナンスの部分を一部我々が、NPOが肩代わりして説明をするということをやっていますから、そうなってくると、これが協治なんだなと、私なんかは実感するんです。そういう意味では、協働・協治で全然問題ないんじゃないかなと。解釈ではいろいろ言えるでしょうけれど、実体が今までもまったくないですから、あくまでもお上から受けたものをそうやるという発想からすれば、物すごい大きな進歩じゃないかなと思うので、これでやってみたらどうなのかなと。要するに、協治かどうかということを議論すると、これは延々としてなかなかできないんで、いい言葉があればいいと思うんですけど、協働はもう皆さん文句ないんだと、あとは協治の部分をどうかということだけなんで、だったら協治でやってみたらどうかなというのが私の意見です。

森田会長 今のは協働をとって協治だけということですか。

名方委員 いや、協働・協治。基本的には今までと同じ議論です。

藤原委員 ちょっと先ほど自治も治だとおっしゃったので思いついたんですけども、自治と協治は、一番違うのはどこなんでしょうか。

斉藤副会長 自治という言葉は地方自治法でも使われていますし憲法でも使われていまして、もちろん住民、地方自治のレベルでは住民が、この区で言えば区役所の、この建物でやっていることに直接参画するというのも含んでいるわけです。ただ、そこでの住民が参画する要素というのは、かなり限られていて、しかも垂直的な関係をどうしても想起させる部分があります。住民自治というのは、必ずしも住民が全部決められるわけではなく、そこで協治ということで、住民自治というのをもう少し拡充する。あるいは水平的な、この区役所にいる人が上に立つわけではないということを表現するために協治を使っているということです。

先ほど私が申し上げようと思ったのは、協働・協治という場合の協治には、そのまさにこの建物で行われていることに対する住民やNPOや町内会の参画ということで、区民やNPOや町会が一歩二歩引いた形で区、行政機構としての区に参画するのは違った、まさに行政の本丸といえますか、そこに対する参画する、協働-ともに働く-だけではなくて治めるということで協治という言葉を使っているわけです。

この中間まとめの提案で言えば、区への提案制度であるとか、住民投票であるとか、7章で具体的に書かれていることは、そういうこれまでの協働を越えた部分、この行政、本丸にかかわる部分も含んでいるので治めるということを言っているわけで、別にそれは区役所が上に立って治めるのではなくて、区民なり他の主体が別の角度から治める方にかかわる。そういう意味で協治と

ということです。それはもちろん自治と言いかえてもいいんですが、自治ということは、それなりに実質を持った言葉で使われているのですが、新しいコンセプトという意味で協治というを出しているということなのではないでしょうか。

藤原委員 それで、最初からあった議論ですけれども、自治基本条例の方がいいというのがまだ否定されないまま残っていると思うんですけれども、そうすると、何か自治基本条例とっておいて自治という言葉が何にも出てこないというのも何か変かなという気もするんですけども。

森田会長 今の斎藤先生のお話にもありましたけれども、私の意見で言いますと、その自治の中に入るんですけど、その自治のあり方が、今までは区役所とか区長とか区議会が上に立って、我々は何らかの形で参加をすることができるという形で運営していくのが自治だとしますと、そうではなしに、もっと我々の方の、区民の方の主体性が高くなっていく。高まっていく。まさに対等な立場で区政運営にかかわっていく、そういう考え方が協治だということです。より自治の理念に沿った一つの考え方だということだと思います。

この基本条例というものにするか、区民憲章にするか、呼び方はあると思いますが、最高法規性を持つべきである。そういうものとして尊重されるべきだという条例ができたときに、一体どういう意味を持つのか。冒頭でこれがないとどのような支障があるのかというお話がございました。そういう意味で言いますと、なくても行政は行われていくといえるかもしれません。しかし、これから例えば、何か基本構想をつくるとか、あるいは何かをしていくというときに、区民の方が、こういうふうに参加させてほしいというときに、区の側がそういう条例とか仕組みをつくらないとしたら、これは基本条例に違反するのではないかと。我々の根本的な原則に則れば、これをきちっと、我々の権利を認めて参加をさせなければいけないのではないかと。そういう主張ができるその根拠になるわけです。

実際問題といたしまして、日本国憲法にしても、日常的にこれは憲法何条に基づいて行動しているという人はほとんどいないわけです。憲法に書いてあるということは、それに反することをしようとした場合に、自分たちの主張をきちっと根拠づけるような、まさにそのルールとしての根拠になる。そういうものとしてつくろうということだと思います。

したがって、この基本条例ができたから、それによって例えば税金をかけることができるというのではなく、税金などの負担を求める場合に、そこの決め方をどうするかということに関わってきます。ですから、条例ではありませけれども、行政手続法という法律ができて、これは我が国の行政法、行政の世界では画期的な法律だと思いますが、一般の方はその効用を余り感じていないわけです。むしろ逆に、マンションを阻止しにくくなったとかそういう面を感じるかもしれません。なかなか一般の方はわかりにくいかもしれませんが、これはやはり人類の歴史がずっと築いてきた権利と手続の考え方、それをきちんと法律上の根拠として位置づけるという画期的な制度だと思います。ただ、もっと参加の根拠になり得るようなものとして基本条例なり、

区民憲章なりが求められているのではないのでしょうか。その名称の問題は、これはある意味で重要ですが、それでも選択の余地はあると思います。

藤原委員 すみません。何か蒸し返すようなんですが、ただ一般区民の、私はまったく一般区民のスタンスなんですけど、一般区民の感覚で言うと、いわゆる団体自治から地域自治という動きがあって、その部分を通り越していきなりもっと上の段階の協治というものにいっちゃっているので、ピンと来ていないという感じはあるんです。すごく。実感がないというか、むしろ地域自治のところがないままいっちゃって大丈夫かなというような不安の部分がすごく多いんじゃないかと思うんです。その辺はだからすごく条文以外のところでみんなに説明というか、理解してもらおう動きがもっともっと必要なんじゃないかなというふうには感じるんです。

名方委員 そういう意味でも、その各主体と書いて、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者ですね、これはぜひ残していただきたいと。これがないと何があったのか、私の存在意義はないというぐらいのものなので、実体としては今藤原さんが言ったように、意識がないんですよ、みんな。でも、少しでもいいから、自分たちで何か区と共同作業をしようとした瞬間に、こういうことを明確に言ってくれと守られるんですよ。我々何もありませんよ区民としては。でも、区民憲章できちっと言ってくれているじゃないですか。そういう元に基づいて我々はやっているんですよという説明もできるし、それは非常に納得感が出てくるんです。そういう意味では、ぜひこの区民、地域活動団体、非営利団体、事業者ですね。事業者についてはいろいろ言葉とかいろいろ議論は出ていましたけれども、これを区民等及び区になんてそんないい加減にするんじゃないかと、各主体というのは僕はすごくいいと思ったんで、これはぜひ変えないでいただきたいというのは言っておきます。

山田委員 協働・協治の部分の協治という部分は、個人的にはもうただの協働って結構使い古されていますし、そこを強調するのは非常にいいんです。個人的にはいいし、せっかくだらやばり何か特徴を出したいとか、何をデフォルメしているのかというのは出したいなという思いでは、協治はいいんですが、では治め方がここに書いてある治め方、統治の仕方が、例えば我々が統治の主体として、一角を担ってやっている内容になっているかどうかという、つまり強調しているものが後ろの方でちゃんと、ほかとは違う統治の姿を出しているかという、どちらかというとならず、もともと住民自治とか、地方自治でうたわれていて、我々は首長を信託をし、議会がちゃんと最高意思決定機関として機能している、我々はなるべく投票に行き、それをちゃんと意思を表示すると、表明するということができるのであれば、それは一つの統治の姿ではあつたはずなんだけれども、あえて違う、ここで協治というコンセプトを出したら、そういう枠組みとどう違うのかというのを、もう少し出してもいいのかなという気はちらっとするんです。だんだんまとめていくプロセスの中で丸っこくなって、今の枠組みを何か確認しているような感じになっていたんで、どこが協治なのかというところはあるのかなと。ただ、協働の部分で言うと、

各主体がちゃんと明確に出て、一緒に責任と義務の中でがんばっていきましょうということで名方委員さんがおっしゃっていたように、ここをちゃんとくどくても出すとか、事業者というのは変かもしれないけれども出すとかというふうなものは非常にいいなと思うんですが、協働のプロセスはいいんですけれども、協治のところがちょっと枠組みとしては言っている割には、形として言いにくいなというそんな気がします。

森田会長 おっしゃるとおりだと思いますが、ただ、協治を貫いて文京区は議会を置かないというふうには書けるかということそうはいかないわけです。いずれにいたしましても、一つの協治という理念にできるだけ近づくような形で区における決定がなされ、そして運営されることが望ましい。それと逆の方向に向かうようなことを区がした場合にはこれを盾にして闘えますという、そういうものだというふうに思っております。そのところは大変難しいところですので、ガバナンスの概念、協治の概念について、その辺を整理していただいて、少し前文の内容に盛り込んでいただくというのもあり得るかなと思っております。

それともう一つは、最終的にそれらを整理して、最後はやはりここは意見が違うという場合には、これは区民会議が区長に対して出す報告ですので、全員がすべてについて合意をすることが難しいということが当然ありうると思います。その場合には、多数の人はこういうふう考えたけれども、少数意見としてこういうものがあつたというものをそこに書いておく。最終的には条例をおつくりになるにあたり、それを参考にしてより考えを進めていただくということもあり得るかなと思っております。そういう形での文章をつくったとしても、最終的にはそれで皆さんの合意が得られるならば、それは大変大きな成果ではないかなと思っております。

そういうことで、確かにおっしゃるようないろいろ出た議論はこれまでの若干の復習を含めてですけれども、大変いい議論であったかと思っておりますので、先ほどのお話にございましたように、それぞれ分担された方が、これを踏まえて一度こういう形でというご意見をいただければと思います。今の結論的なことを確認しておきますと、やはり協働・協治は原則としてこのままで置く。区民等その主体については、これは今のところちょっと意見が分かれているかもしれませんが、考え方としましては、多少区民の方に、若干重きを置いたような形で何とか表現するというのとは一つの方ではないか。安易な妥協案ではなくて、そこは最終的には表現という形で少し調整する必要があるかとは思いますが。ただ、幾つかの主体を掲げて、その協働・協治だということはこれまで議論されてきたところで、ある程度我々としては合意を得ているところではないかなと思います。

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは最後に、今後の進め方についても、次回の日程も含めて事務局からもう一度それを整理して、お話しいただけますか。

久住幹事 前回の分担に沿って、皆様方の方から重複もありという前提で、ご意見を事務局の

ほうにお寄せいただくような形にしたいと思います。

その日程も含めてなんですけれども、今回は6月3日あたりはどうでしょうか。これは皆さんの日程を含めてということですが、それに沿ってそのご意見をいただく時間等をまた決めていこうかなというふうに思っております。

森田会長 余り急ぐというか、議論がつまらないうちに無理に結論を出す必要はないと思いますが、あまり間があかない方がよいのではと思います。きょう欠席の方も大変多うございますので、ここで一つに絞ってしまうのはどうでしょうか。私は8日、9日、あたりは大丈夫ですが。

久住幹事 6日の週ですと、斎藤先生はいかがでしょうか。

森田会長 斎藤さんは8、9がぐあい悪いということですね。私は11日は大丈夫ですが。

久住幹事 先生方のご都合ということもありますので、3日か11日かどちらかですね。

山田委員 あと、作業的な話の確認をちょっとしたいんですけども、各分担、昔の分担がありまして、その部分について各委員から意見を事務局の方に出して、事務局が取りまとめたものを会議にかけるといふ形になるのでしょうか。

久住幹事 今の流れだとそういう形ですね。

山田委員 そうしますと、多分3日だと近い。2週間ぐらいですよ。ちょっとしたんですけど。我々切りがないんで1週間なら1週間で出したとして、例えばですよ、次の週にまとめて、事前に配るみたいな形かなんていう気がしたんですけど。

森田会長 事務局次第ということなんですけども。

久住幹事 11日がよろしいかと思えます。

森田会長 11日の方がよろしいですか。では11日を最初の候補にします。

久住幹事 では、11日でよろしいですか。

森田会長 では、ほかの方は11日で大丈夫ですか。

久住幹事 それでは、今回は11日という形で進めたいと思いますので、そうしますと、4日ぐらいいまでにご意見等いただければ調整をし、資料にまとめて、できればもう少し前の方がよろしいですかね。皆さんにお配りする時間等があった方がいいかなとは思っています。

山田委員 それとあと、意見の出し方のフォームを決めていただいた方がいいのかなと。例えばここで、事務局さんがおつくりになられているような方向性はこういう方向で、具体的にはこういうふうな修文だよとかいうふうな形まで決めた方がいいのかな。意見はばらばらになっちゃうとどうかなと。

久住幹事 具体的にはもう中間のまとめの中で、四角の中で囲った部分でご意見をいただいていますので、それを考え方と照合するような形がいいのかなと今ちょっと考えてはいたんですが。

では、それにしましては、ちょっと会長、副会長の方とも相談させていただいて、メール等でフォーマットについてはお送りをしていくような形でよろしいですか。



森田会長 確認させていただきますと、一応今まで中間まとめでやってきたことは積み重ねでございますので、それをベースにして、その枠の中でさらにということでもよろしく願いいたします。

松本委員 例示のところまで一応つくれたらということで今やり方とおっしゃったんですか。

久住幹事 そうですね。

松本委員 そこまでやらなくていいわけですね。

久住幹事 今回こういう形で森田会長からもご指摘がありましたので、少し相談をさせていただいて、皆さんにフォーマットというか書き方については、事務局の方からお送りをいたしますので、またご協力をお願いします。

森田会長 例示は参考にしていただいてもよし、全く自由にお書きになるのも別にいいかと思えます。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

予定した時間をちょっと過ぎましたけれども、それでは、きょうの会議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。また、では6月11日、よろしく願いします。

「閉 会」(20:40)